

四 半 期 報 告 書

(第174期第1四半期)

北 越 紀 州 製 紙 株 式 会 社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	22
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	23

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【四半期会計期間】 第174期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

【会社名】 北越紀州製紙株式会社

【英訳名】 HOKUETSU KISHU PAPER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 岸本哲夫

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市西蔵王三丁目5番1号
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。)

【電話番号】 _____

【事務連絡者氏名】 _____

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本石町三丁目2番2号

【電話番号】 03(3245)4500番

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 堀川淳一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第173期 第1四半期 連結累計期間	第174期 第1四半期 連結累計期間	第173期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	55,099	57,396	217,013
経常利益 (百万円)	3,376	3,976	10,282
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,287	4,970	5,431
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	923	5,923	4,164
純資産額 (百万円)	139,646	144,509	139,822
総資産額 (百万円)	336,235	322,199	322,254
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	10.97	24.29	26.21
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	41.3	44.6	43.2

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 4 第173期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(紙パルプ事業)

合併による消滅：紀州製紙(株)

平成23年6月30日現在では、当社グループは、当社、子会社23社及び関連会社13社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成23年7月15日開催の取締役会で、当社の100%子会社である北越紀州販売株式会社（以下「北越紀州販売」といいます。）及び丸大紙業株式会社（以下「丸大紙業」といいます。）を、平成23年10月1日を効力発生日として合併させることを決議し、北越紀州販売と丸大紙業は同日付で合併契約を締結しました。

また、北越紀州販売が株式会社田村洋紙店（以下「田村洋紙店」といいます。）の紙パルプ製品の販売代理店事業を、平成23年10月1日を事業譲受日として譲り受けることを決議し、北越紀州販売と田村洋紙店は同日付で事業譲渡契約を締結しました。

なお、詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表（重要な後発事象）」を参照してください。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、本年3月に発生した東日本大震災による甚大な影響を受け、依然として厳しい状況にありますが、徐々に回復の動きも見られつつあります。

当社グループにおきましては、印刷・情報用紙等の国内需要が依然として低迷している中、東日本大震災による製紙業界全体の供給不足に対応するため、当社グループとしての供給責任を果たすべく努めてまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は57,396百万円（前年同四半期比4.2%増）となりました。

損益面においては、チップ・古紙・燃料等、あらゆる原燃料価格の高騰により厳しい状況が続きましたが、販売数量の増加やコストダウン効果等により、当第1四半期連結累計期間の経常利益は前年同四半期比17.8%増の3,976百万円となりました。

また、四半期純利益は、投資有価証券評価損が2,220百万円発生したものの、紀州製紙株式会社の吸収合併により税効果適用後の税金費用が軽減したこと等があり、前年同四半期比117.3%増の4,970百万円となりました。

主なセグメント別の業績は、下記のとおりであります。

① 紙パルプ事業

紙パルプ事業につきましては、当社の洋紙を中心とした販売数量の増加により増収となりました。損益面においては、原燃料価格の高騰がありました。販売数量の増加や当社グループ全体での各種コストダウン効果により増益となりました。

以上の結果、紙パルプ事業の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	50,069百万円	(前年同四半期比	5.5%増)
営業利益	2,143百万円	(前年同四半期比	36.3%増)

② パッケージング・紙加工事業

パッケージング・紙加工事業につきましては、全体的に厳しい受注環境下であり減収となりました。損益面においては、為替の円高による影響から原材料価格が下がったこともあり増益となりました。

以上の結果、パッケージング・紙加工事業の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	5,079百万円	(前年同四半期比	6.8%減)
営業利益	115百万円	(前年同四半期比	101.6%増)

③ その他

木材事業、建設業、運送・倉庫事業をはじめとするその他事業につきましては、一般的に外部からの受注が増加し増収となりました。損益面においては、原燃料価格の上昇等により減益となりました。

以上の結果、その他の事業の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	2,248百万円	(前年同四半期比	2.8%増)
営業利益	100百万円	(前年同四半期比	33.1%減)

(2) 財政状態の分析

総資産は、前連結会計年度末に比べて55百万円減少し、322,199百万円となりました。これは、主として売上高増加による受取手形及び売掛金が5,438百万円増加した一方、有利子負債の返済等により現金及び預金が1,936百万円減少したこと、減価償却等により有形固定資産が3,471百万円減少したことによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べて4,742百万円減少し、177,689百万円となりました。これは、主として借入金等の有利子負債が1,850百万円減少し、117,375百万円となったことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べて4,687百万円増加し、144,509百万円となりました。これは、主として利益剰余金が3,739百万円増加したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

① 当社の基本方針の内容

当社は、先進の技術と従業員の強固な信頼関係をベースとして、環境負荷を低減した紙素材の提供を通して、顧客・株主・取引先・地域社会等に貢献できる会社となり、同時に企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題と認識しております。従いまして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社自身の企業価値を増大させ、株主共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。会社の支配権の移転については、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと認識しております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て却って企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なからず見受けられます。

当社の属する製紙産業は、設備の投資から回収まで長期間を要するものであり、中長期的視点での経営判断が必要とされます。当社は適宜・適切な設備投資を実施し、国際競争力を確保して参りましたが、こうした努力が当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられなくてはなりません。また、当社の競争力の源泉は設備の比較優位性だけでなく、需要家の皆様から当社製品の品質と短期間での納品をはじめとしたお客様の要請に応えるきめ細かなサービスに対して、多くの御支持を頂いていることにあります。さらに、当社グループ従業員の一体感を持った、高いモチベーションや、当社とその事業がなされる地域社会との関係も重要と考えられます。これらが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上にとって不可欠であると考えております。

当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②基本方針実現に資する特別な取組み

当社は、明治40年の創業以来、一貫して紙素材を社会に提供することにより、社会経済の発展と生活文化の向上に努めております。また、国際的な競争力を有し、持続的な成長を可能とすることにより企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題と捉えております。そのため、平成20年4月より平成23年3月まで中期経営計画「Value up-10」に取り組んでまいりましたが、いかなる事業環境下においても持続的な成長を目指し、さらに企業価値を向上させるため、2020年（平成32年）を目標とする長期経営ビジョン「Vision 2020」のファーストステップとして、平成23年4月より新中期経営計画「G-1st（ジー・ファースト）」をスタートさせました。ここで掲げた基本方針、経営目標を実現することにより、企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）の更新を決議し、同年6月25日開催の第172回定時株主総会において、本プランは株主の皆様のご承認をいただき、更新されました。

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の20%以上の買付等が行われる場合に、買付者等に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主に対して当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めるものです。

買付者等が、本プランに定める手続に従うことなく買付等を行う場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、買付等が本プランに定められた客観的な発動要件に該当し、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合は、当社は、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」という。）をとり、当該買付等に対抗することがあります。当社取締役会は、具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、現時点における具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しており、その場合には、当該買付者等による権利行使は認められないなどの差別的行使条件及び当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得するなどの差別的取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、対抗措置の発動、不発動または中止等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主に対して適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

本プランの有効期間は、平成25年3月期に係る定時株主総会の終結時までとし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されます。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

本プランの導入（更新）時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社に係る取得の手続を取った場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

④上記の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社株式に対する買付等が行われた場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。従いまして、本プランは、当社の基本方針に沿うものであって、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）も完全に充足しています。

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役もしくは社外監査役または社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。また、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。本プランの発動については、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

このように、本プランは高度の合理性を有しており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は225百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	209,263,814	209,263,814	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は500 株であります。
計	209,263,814	209,263,814	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年6月30日	—	209,263	—	42,020	—	45,435

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,121,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 1,410,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 202,045,500	404,091	—
単元未満株式	普通株式 1,686,814	—	—
発行済株式総数	209,263,814	—	—
総株主の議決権	—	404,091	—

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 北越紀州製紙(株)	新潟県長岡市西蔵王 3丁目5-1	4,121,000	—	4,121,000	1.97
(相互保有株式) 丸大紙業(株)	東京都千代田区神田錦町 3丁目3	1,347,000	—	1,347,000	0.64
北越協立(株)	新潟県新潟市北区島見町 4936	40,000	—	40,000	0.02
(株)ニッカン	新潟県長岡市西蔵王 3丁目5-1	23,500	—	23,500	0.01
計	—	5,531,500	—	5,531,500	2.64

(注) 丸大紙業(株)は、平成23年7月4日に同社の自己株式を取得し、当社の子会社に該当することとなりました。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,194	9,257
受取手形及び売掛金	62,404	67,843
商品及び製品	11,870	11,960
仕掛品	2,093	1,524
原材料及び貯蔵品	11,395	12,782
その他	4,807	4,338
貸倒引当金	△30	△31
流動資産合計	103,735	107,675
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	71,690	71,887
減価償却累計額	△37,086	△37,658
建物及び構築物（純額）	34,604	34,228
機械、運搬具及び工具器具備品	374,428	376,162
減価償却累計額	△255,217	△259,807
機械、運搬具及び工具器具備品（純額）	119,211	116,354
その他（純額）	29,509	29,270
有形固定資産合計	183,325	179,854
無形固定資産	1,020	1,033
投資その他の資産	34,173	33,636
固定資産合計	218,519	214,523
資産合計	322,254	322,199

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	23,753	25,738
短期借入金	45,117	36,312
コマーシャル・ペーパー	4,000	13,000
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
未払法人税等	973	256
引当金	2,453	1,266
その他	11,734	12,018
流動負債合計	98,031	98,592
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	36,732	34,910
退職給付引当金	12,603	12,805
その他の引当金	903	863
負ののれん	6,219	5,773
資産除去債務	1,513	1,511
その他	6,428	3,231
固定負債合計	84,400	79,097
負債合計	182,432	177,689
純資産の部		
株主資本		
資本金	42,020	42,020
資本剰余金	45,435	45,435
利益剰余金	54,200	57,940
自己株式	△2,143	△2,145
株主資本合計	139,513	143,251
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△266	652
繰延ヘッジ損益	△109	△83
その他の包括利益累計額合計	△376	568
少数株主持分	684	689
純資産合計	139,822	144,509
負債純資産合計	322,254	322,199

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	55,099	57,396
売上原価	45,262	47,199
売上総利益	9,837	10,197
販売費及び一般管理費	7,812	7,611
営業利益	2,024	2,585
営業外収益		
受取利息	3	1
受取配当金	371	359
負ののれん償却額	446	445
助成金収入	924	775
その他	227	221
営業外収益合計	1,973	1,803
営業外費用		
支払利息	389	292
その他	231	121
営業外費用合計	620	413
経常利益	3,376	3,976
特別利益		
固定資産売却益	7	0
貸倒引当金戻入額	1	—
特別利益合計	9	0
特別損失		
固定資産除売却損	106	83
投資有価証券評価損	68	2,220
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	388	—
その他	28	3
特別損失合計	591	2,307
税金等調整前四半期純利益	2,794	1,669
法人税、住民税及び事業税	505	48
法人税等調整額	△4	△3,356
法人税等合計	501	△3,308
少数株主損益調整前四半期純利益	2,292	4,978
少数株主利益	4	7
四半期純利益	2,287	4,970

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,292	4,978
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,293	886
繰延ヘッジ損益	△81	26
持分法適用会社に対する持分相当額	6	31
その他の包括利益合計	△1,369	945
四半期包括利益	923	5,923
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	925	5,915
少数株主に係る四半期包括利益	△2	7

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
連結の範囲の重要な変更 前連結会計年度において、連結子会社であった紀州製紙株式会社は、平成23年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金等の債務保証を行っております。 日伯紙パルプ資源開発㈱(注) 12,229百万円 特別住宅資金(従業員) 4 計 12,233百万円	連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金等の債務保証を行っております。 日伯紙パルプ資源開発㈱(注) 12,229百万円 特別住宅資金(従業員) 4 計 12,233百万円
(注) 連帯保証による債務保証のうち当社グループ負担額は145百万円であります。	(注) 連帯保証による債務保証のうち当社負担額は145百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費 5,578百万円 負ののれんの償却額 446 〃	減価償却費 5,507百万円 負ののれんの償却額 445 〃

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,254	6.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,230	6.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	紙パルプ 事業	パッケージ ング・紙加 工事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	47,459	5,452	52,912	2,187	55,099	—	55,099
セグメント間の内部売上高 又は振替高	523	96	619	5,790	6,409	△6,409	—
計	47,983	5,548	53,532	7,977	61,509	△6,409	55,099
セグメント利益	1,572	57	1,629	150	1,780	243	2,024

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、木材事業、建設業、諸資材の販売、不動産売買、運送・倉庫業、古紙卸業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額243百万円はセグメント間取引消去に伴う調整等であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	紙パルプ 事業	パッケージ ング・紙加 工事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	50,069	5,079	55,148	2,248	57,396	—	57,396
セグメント間の内部売上高 又は振替高	470	81	551	6,730	7,282	△7,282	—
計	50,539	5,160	55,700	8,978	64,678	△7,282	57,396
セグメント利益	2,143	115	2,259	100	2,360	225	2,585

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、木材事業、建設業、諸資材の販売、不動産売買、運送・倉庫業、古紙卸業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額225百万円はセグメント間取引消去に伴う調整等であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

共通支配下の取引等

当社は、平成23年4月1日に当社の子会社である紀州製紙株式会社を吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：紀州製紙株式会社

事業の内容：パルプ・紙の製造・販売を行っております。

(2) 企業結合日

平成23年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併とし、紀州製紙株式会社は解散いたしました。

(4) 結合後企業の名称

北越紀州製紙株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、平成21年10月1日に株式交換により紀州製紙株式会社を100%子会社化し、販路の拡大や製品ブランドの一層の強化を進めるとともに、最適生産による効率向上、原燃料の共同購入や製品物流の一体化などによるコストダウンを図ってまいりましたが、さらにグループ経営効率と企業価値の向上を図るため、吸収合併による事業統合を行いました。

吸収合併による事業統合により、経営の意思決定や経営戦略遂行の迅速化、経営資源の集中と有効活用、業務の効率性向上、国際競争力の強化を図ってまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	10円97銭	24円29銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2, 287	4, 970
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2, 287	4, 970
普通株式の期中平均株式数(千株)	208, 620	204, 603

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

I (投資に係る重要な事象)

1. 投資に係る内容

当社の関連会社であった丸大紙業株式会社（以下「丸大紙業」といいます。）において、平成23年4月26日の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、平成23年7月1日を申込期日とした自己株式取得の通知を株主に対して行ったところ、当社を除く丸大紙業の全株主が譲渡の申込みを行ったことから、同月4日における丸大紙業による自己株式の取得対価の支払いをもって、丸大紙業は当社の特定子会社かつ完全子会社に該当することとなりました。

2. 損益に及ぼす重要な影響

本件が損益に及ぼす影響（のれん又は負ののれんの算定を含む）は、現段階では確定しておりません。

II (重要な合併)

当社は、平成23年7月15日開催の取締役会で、当社の100%子会社である北越紀州販売株式会社（以下「北越紀州販売」といいます。）及び丸大紙業株式会社（以下「丸大紙業」といいます。）を平成23年10月1日を効力発生日として合併させることを決議し、北越紀州販売と丸大紙業は同日付で合併契約を締結しました。

1. 合併の目的

紙パルプ業界においては、国内需要の縮小及び輸入紙の増大等により厳しい市場環境が続いております。このような市場環境の変化にいち早く対応すべく、紙製品の販売代理店事業を集約し、その基盤の強化及び拡大を図り、もって、紙パルプ業界におけるプレゼンスを強化して、お客様により高品質のサービスを提供してその信頼をさらに高めるため、販売代理店事業の統合を実現することを決議したものであります。

2. 合併の要旨

(1) 合併の方法、合併後の会社名称

合併方法：北越紀州販売を存続会社とする吸収合併とし、丸大紙業は解散する予定です。

会社名称：北越紀州販売株式会社

(2) 合併による割当ての内容

当社は、北越紀州販売及び丸大紙業の株式を100%所有しているため、本合併による新株の発行及び資本金等の増加ならびに合併交付金の支払いは行わない予定です。

(3) 丸大紙業の直近期の業績

決算期	平成22年10月期
売上高	40,259百万円
当期純利益	126百万円
純資産	2,067百万円
総資産	21,704百万円

(4) 合併の日程

合併契約書締結取締役会	平成23年7月15日
合併契約書締結日	平成23年7月15日
合併期日（効力発生日）	平成23年10月1日（予定）

Ⅲ（重要な事業の譲受）

当社は、平成23年7月15日開催の取締役会で、北越紀州販売株式会社（以下「北越紀州販売」といいます。）が株式会社田村洋紙店（以下「田村洋紙店」といいます。）の紙パルプ製品の販売代理店事業（以下「販売代理店事業」といいます。）を、平成23年10月1日を事業譲受日として譲り受けることを決議し、北越紀州販売と田村洋紙店は同日付で事業譲渡契約を締結しました。

1. 事業譲受けの目的

紙パルプ業界においては、国内需要の縮小及び輸入紙の増大等により厳しい市場環境が続いております。このような市場環境の変化にいち早く対応すべく、紙製品の販売代理店事業を集約し、その基盤の強化及び拡大を図り、もって、紙パルプ業界におけるプレゼンスを強化して、お客様により高品質のサービスを提供してその信頼をさらに高めるため、販売代理店事業の統合を実現することを決議したものであります。

2. 事業譲受けの要旨

（1）事業譲受けの対象

田村洋紙店の販売代理店事業

（2）譲受け資産、負債の項目及び金額

事業譲受け資産・負債は、事業譲受日における当該事業に係る売掛債権、在庫商品、買掛債務その他の資産・負債を対象としております。なお、譲受け金額については、現段階では、確定しておりません。

3. 事業譲受けの日程

事業譲渡契約書締結取締役会	平成23年7月15日
事業譲渡契約書締結日	平成23年7月15日
事業譲受日	平成23年10月1日（予定）

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月11日

北越紀州製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福田 厚 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上野 直樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永井 勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている北越紀州製紙株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、北越紀州製紙株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【会社名】 北越紀州製紙株式会社

【英訳名】 HOKUETSU KISHU PAPER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 岸本哲夫

【最高財務責任者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市西蔵王三丁目5番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長CEO岸本哲夫は、当社の第174期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。